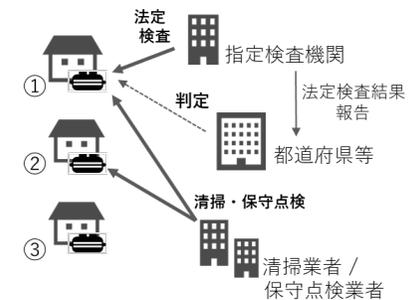
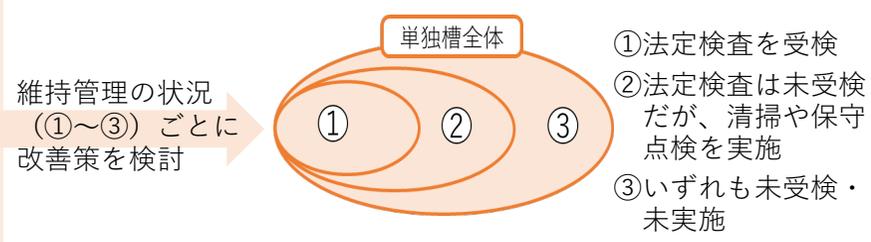
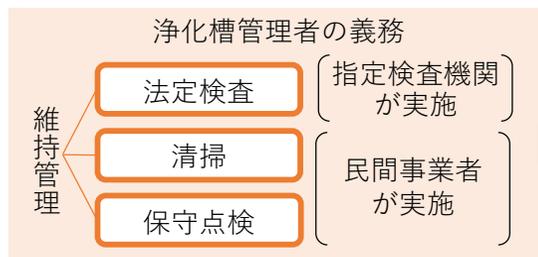
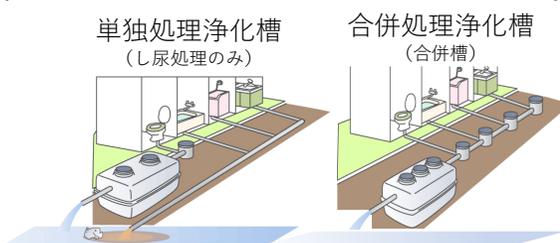


# 浄化槽行政に関する調査結果（概要）

## ！ 調査の背景

- 浄化槽の約半数は生活雑排水を公共用水域に直接放流する単独処理浄化槽（単独槽）で水質汚濁・悪臭の原因。平成13年以降は新設が禁止されており、既存の単独槽は老朽化の懸念  
 <全体753万基のうち単独槽357万基（令和3年度末）>
- 令和元年の浄化槽法の改正により、生活環境の保全や公衆衛生上、重大な支障が生じるおそれのある単独槽を「特定既存単独槽」として都道府県等が判定し、浄化槽管理者に除却等の助言・指導等を行う制度が導入
- しかしながら、特定既存単独槽の判定が進んでおらず、上記制度が十分に活用されていない状況  
 <判定実績 3県・1市のみ 計270件（令和3年度）>

〔 勧告日：令和6年2月9日 勧告先：環境省 〕



## 📄 調査結果

- ✓ 漏水状態が続く単独槽であっても、現在の判定の考え方（環境省指針）では特定既存単独槽とは判定されない場合あり（右上図①の単独槽）
- ✓ 都道府県等に判定のノウハウがなく、また、法定検査の結果も活用されていないために判定が進まない場合あり（同①）
- ✓ 清掃や保守点検の情報を収集している都道府県等が少なく、特定既存単独槽と判定され得る単独槽が十分に把握されていない（同②）
- ✓ 都道府県等が作成する浄化槽台帳について、事業者から情報が収集できていない・紙媒体での収集となっているため、台帳の整備が進まず、十分に活用されていない（浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の特定や、その管理者への指導が徹底されていない）（同②、③）

## 👉 勧告

- 判定の考え方の見直し・定量的基準の設定
- 判定に、法定検査結果を活用するための措置
- 清掃業者や保守点検業者からの情報収集の仕組みを有効に機能させるための措置
- 維持管理の向上に向けた浄化槽台帳の整備・活用方法の提示、デジタル化の検討

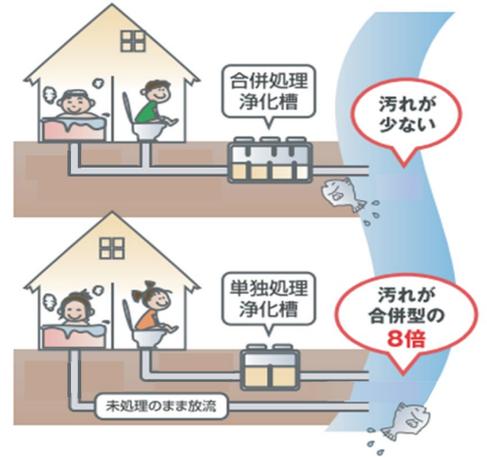
## 💡 期待される効果

- 特定既存単独槽の除却等の促進（合併槽への転換）
- 法定検査、清掃、保守点検の実施率向上
- ➡ 生活環境の保全 公衆衛生の確保

# 調査の背景・目的

## 調査の背景

- 浄化槽とは、家庭からのし尿や生活雑排水を、微生物の働きを利用して分解する污水处理施設であり、下水道が未整備である郊外地域や山間部を中心に利用されている
- 生活雑排水を公共用水域に直接放流する**単独槽**は、平成13年以降新設が禁止されているが、**いまだ浄化槽全体の約半数**（357万基/753万基（令和3年度末））を占め、**水質汚濁や悪臭の発生原因**となっている



国は、生活雑排水も処理する**合併槽への転換をより一層進めるため、令和元年に浄化槽法を改正**

- 【浄化槽法改正による新たな制度の内容】  
都道府県等において
- ①生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある**単独槽（特定既存単独槽）**を判定し、その除却を求めるための助言・指導、勧告、命令
  - ②浄化槽台帳の作成の義務付け
  - ③浄化槽の管理等に関する関係者間での協議会（法定協議会）の設置を新たに規定

特定既存単独槽の例  
(漏水を伴う亀裂)



しかしながら、**老朽化が進み漏水等が確認された不適正な単独槽は年々増加**

※ 法定検査において浄化槽本体が破損・変形、漏水状態にあった単独槽は 5,102件（平成26年度）から7,154件（令和3年度）と約4割増加  
都道府県等では、このような単独槽について、**特定既存単独槽の判定が進んでおらず、上記制度が十分に活用されていない状況**

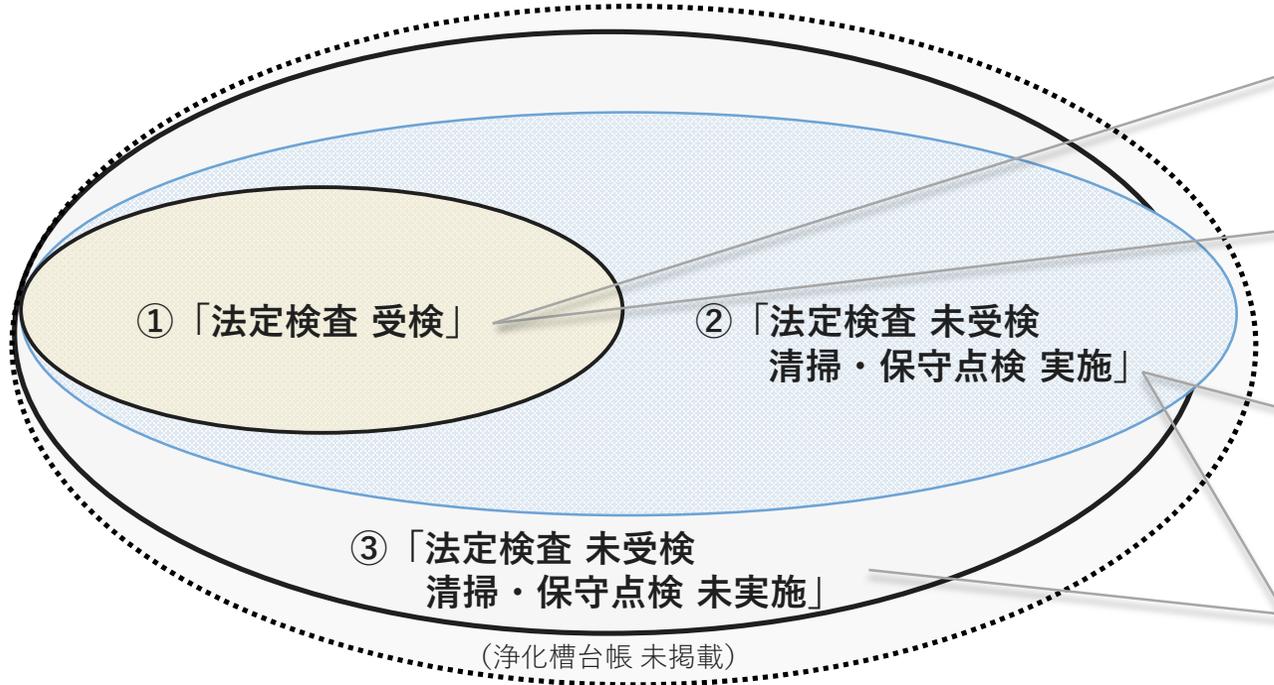
※ 特定既存単独槽の判定実績 3県・1市のみ 計270件（令和3年度）

## 調査の目的

**生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある単独槽が特定既存単独槽に的確に判定・措置されるよう、自治体（12都道府県・22市町村）における特定既存単独槽に対する取組状況等を調査**

# 我が国における単独槽の全体像（イメージ）と勧告のポイント

## 実存する単独槽の全体像（イメージ）



(注) 円の大小はイメージであり、  
単独槽の多寡を正確に表すものではない

## 勧告のポイント

環境省指針の**特定既存単独槽の判定の考え方を見直し** (①)

特定既存単独槽の判定に、**法定検査の結果を活用するための措置** (①)

清掃業者・保守点検業者からの**情報収集により、単独槽の状態を的確に把握** (②)

浄化槽の維持管理が不十分な**浄化槽管理者への指導を徹底するため、浄化槽台帳の整備・活用を推進** (②、③)

## (参考) 浄化槽管理者の義務

### 【浄化槽の維持管理】

- **法定検査** 機器の状態や稼働状況の確認、水質の確認、清掃・保守点検記録の確認など (指定検査機関が実施)
- **清掃** 汚泥の除去、機器の洗浄など (民間事業者が実施)
- **保守点検** 機器の調整・修理、消毒薬の補充など (民間事業者が実施)



# 調査結果① 法定検査受検単独槽に対する取組状況

## 背景・制度等

- 特定既存単独槽の判定は、環境省指針を踏まえ、
  - ・「重要項目」若しくは「その他の項目」に該当し  
かつ
  - ・「周辺環境への影響」に該当する  
か否かを都道府県等が判定
- 都道府県等は、浄化槽管理者が特定既存単独槽の除却の助言・指導に応じなかった場合、最終的には命令といった強い公権力の行使が可能

### <環境省指針> - 特定既存単独槽の判定の主な考え方 -

項目	判定の参考となる事項
重要項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 浄化槽本体に著しい破損・劣化箇所</li> <li>✓ 漏水（浄化槽内の水位が所定位置より大幅に低下）</li> </ul>
その他の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 消毒設備の破損・脱落・欠落</li> <li>✓ 流入管渠、放流管渠の勾配不良・閉塞等による滞留や逆流</li> </ul>
周辺環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 著しい悪臭・害虫・騒音の発生</li> <li>✓ 放流水の透視度が4度（4cm）未満</li> <li>✓ 条例による生活排水の排出に対する規制の有無</li> <li>✓ 浄化槽周辺の井戸の有無</li> </ul>

## 調査結果

自治体が特定既存単独槽に判定していない主な理由として

- ①「周辺環境への影響」が生じていない
  - ✓ しかしながら、この中には漏水状態が続いているものがあり、この状態自体が地下水等に悪影響のおそれ
  - ✓ 浄化槽本体が破損しているものは、独自に放流水の水質を測定し、周辺環境への影響を確認している自治体あり
  - ✓ 指針の抽象的な判定基準の定量化を望む意見
- ②判定基準やマニュアルを作成していない
  - ✓ 判定基準やマニュアルを作成している自治体でも判定実績なし
  - ✓ 自治体が環境省指針と同じ判定の考え方をういて判定基準やマニュアルを作成した場合、判定が進まないおそれ
- ③都道府県等に判定のノウハウがない
  - ✓ 指定検査機関の法定検査の結果報告書において、特定既存単独槽に該当するおそれの有無の明記を望む意見

## 勧告内容

- 環境省指針の判定の考え方を見直すこと
- ・漏水状態にある単独槽は、漏水状態にあることをもって特定既存単独槽に判定
    - 〔また、都道府県等が「浄化槽内の水位の低下」を〕測定できる定量的な基準を設定
  - ・著しい破損・変形状態にある単独槽は、周辺環境への影響を確認して特定既存単独槽に的確に判定
    - 〔また、都道府県等が「著しい破損・変形の状態」や「放流水の水質」を測定できる定量的な基準を設定
- 法定検査の結果報告書に、特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記すること

# 調査結果② 法定検査未受検単独槽・浄化槽台帳未掲載単独槽に対する取組状況

## 背景・制度等

- 法定検査を受検していない単独槽であっても、清掃や保守点検を定期的実施しなければ、浄化槽の機能低下や故障につながる可能性があることから、**少なくとも清掃や保守点検は実施していることが考えられる**  
※ 単独槽の法定検査の受検率の全国平均：27.8%（令和3年度）
- 都道府県等が、**清掃業者・保守点検業者からの情報収集（報告徴収制度）により、単独槽の状態を的確に把握すれば、特定既存単独槽に該当するおそれのある単独槽を把握することがより容易になると考えられる**

## 調査結果

法定検査未受検単独槽・浄化槽台帳未掲載単独槽の中には、**特定既存単独槽と判定され得るものが一定数存在**

- ✓ 過去の法定検査で漏水状態にあったが、その後の法定検査の受検がなく単独槽の状態が把握されていないもの
- ✓ 清掃業者・保守点検業者が清掃・保守点検を行った単独槽で特定既存単独槽に該当するおそれがあるが、都道府県等に報告されていないもの

**清掃業者・保守点検業者から浄化槽の状態に係る情報を収集している自治体は僅か**

- ✓ 清掃業者：1/34自治体、保守点検業者：3/34自治体
- ✓ 情報収集している場合であっても、単独槽か合併槽かの報告は受けておらず、特定既存単独槽に該当するおそれのある単独槽の把握には十分に活用されていない

**清掃業者・保守点検業者にとっては、浄化槽に係る情報（顧客情報）を社外に提供することに抵抗感**

## 勧告内容

清掃業者・保守点検業者からの浄化槽に係る情報収集の仕組みが有効に機能するよう、以下の措置を講ずること

- 判定に必要となる浄化槽の状態に係る**情報の内容、収集時期、収集方法等**を示すこと
- 清掃業者・保守点検業者から顧客情報の提供に関する理解や協力を得るため、都道府県等における**当該情報の利用目的や管理の在り方等**を示すこと
- 都道府県、清掃業者・保守点検業者等による法定協議会等を活用し、**関係者が一体となって取り組む体制を構築すること**を示すこと

# 調査結果③ 浄化槽台帳の整備・活用

## 背景・制度等

- 都道府県では、浄化槽の**清掃・保守点検の実施状況が十分に把握されてない**。また、法定検査の受検率も低い状況
- このため、浄化槽台帳を整備し、台帳情報を活用して、浄化槽管理者に対する維持管理の指導を強化することが急務

### <浄化槽台帳の主な記載事項>

項目	記載内容
設置に関する事項	浄化槽番号、浄化槽型式・メーカー名、単独槽/合併槽の別
使用に関する事項	浄化管理者氏名・住所、使用開始年月日
法定検査の実施状況	検査日、検査結果、検査不適正の場合その原因
清掃・保守点検の実施状況	清掃・保守点検実施日、清掃・保守点検業者名

## 調査結果

法定検査未受検単独槽について、**清掃・保守点検の実施状況の情報収集や浄化槽台帳への記載は不十分**

- ✓ 情報収集を実施している自治体は半数以下
- ✓ 収集した情報のほとんどが紙媒体

自治体では浄化槽台帳の**整備・活用**について以下の課題

- ✓ 事業者から浄化槽台帳の**情報収集**について理解や協力が得られておらず、必要な情報が収集できない
- ✓ 事業者から収集した**情報が紙媒体**。また、自治体と事業者で管理している情報が異なり（例：地番と住居表示、浄化槽番号）、情報を台帳に記載する作業に苦慮
- ✓ 浄化槽台帳の**情報をどのように活用してよいか分からない**

### 浄化槽台帳の整備状況（調査対象34自治体） (単位：自治体)

		清掃	保守点検
情報収集の実施	有	11/34	15/34
	無	23/34	19/34
(↓情報収集の実施「有」の自治体について)			
情報収集の方法	紙媒体	10/11	15/15
	電子媒体	1/11	0/15
台帳への記載	事業者名	5/11	5/15
	実施日	5/11	1/15

## 勧告内容

維持管理（法定検査、清掃、保守点検）が不十分な浄化槽を的確に把握し、**浄化槽管理者に対する指導を徹底する観点から**、以下の措置を講ずること

清掃業者・保守点検業者から協力を得て浄化槽台帳を整備し、その活用を図るため、

- **清掃・保守点検の実施率の向上を含めた浄化槽台帳の活用方法等**を示すこと
- 清掃業者・保守点検業者からの**情報収集のデジタル化に向けた対応策の検討**を進めること